

I 報 告

「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくぼい捨て防止重点区域の指定について（新開地駅周辺地区）

1. 趣旨

ぼい捨て防止重点区域は、ターミナル駅などの多数の人が集まり、区域外への波及効果が期待できる区域であることや、継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを要件に指定している。

令和元年6月に「湊川公園駅・湊川駅周辺」をぼい捨て防止重点区域に指定しており、当区域の南側に隣接している「新開地駅周辺地区」を今回新たに指定する。「新開地駅周辺地区」は、かねてより、周辺の自治会、商店街協同組合や振興組合により活発な清掃活動に取り組み、今後も更なる取り組みが見込まれることから、新たに「ぼい捨て防止重点区域」に指定し、一層の美しいまちづくりを推進する。

2. 指定区域の概要

①指定区域の範囲（別図のとおり）

新開地本通り（新開地1丁目～6丁目の一部）及び新開地駅周辺の国道28号線の一部（水木通1丁目・大開通1丁目・湊町4丁目・新開地2丁目・新開地3丁目の一部）、湊町線の一部（中道通1丁目・水木通1丁目の一部）

②指定区域の特色

- ・新開地駅周辺の自治会、商店街協同組合や振興組合により今回の指定区域及びその周辺において熱心な美化活動が実施されている。
- ・新開地周辺の商店街振興組合や協同組合、自治会や町内会、センター協同組合や周辺企業等が中心となって組織している「新開地周辺地区まちづくり協議会」により、新開地まちづくり構想が策定されており、ぼい捨て対策などの啓発を進め、「環境とコミュニティの再生」を目指している。

3. 指定日

令和5年6月1日

(別図)



重点区域指定エリア